

## 質疑応答

### **個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**

- Q 24頁「注文者等による対策」の「建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整（R9.4施行）」について。これまで建設業や造船業を対象とする労働安全衛生法第30条があり、昨年の法改正により第30条の4が新設された。左下の図によれば、運送業者等は建設業等（3業種）と異なるため、連絡調整の対象外だったところが、改正法第30条の4により、運送業者等に対しても作業場所管理事業者による連絡調整の義務が発生すると認識している。運送業者等以外にも、自動販売機の商品の入れ替えや宅急便の配達、燃料の給油等のために事業者が敷地内に入る場合がある。元方事業者ではなく、一次～三次下請が業務委託を行った場合である。このような事業者も含めて全部連絡調整が必要になるのか。
- A 業種限定を外すので、混在作業が発生する状況になれば全部規制がかかることになる。荷捌き場のようなものが完全に独立した形で存在し、労働者はそこには一切立ち入らないのであれば連絡調整は必要ないが、ゲートを潜って敷地内に宅急便の車が進入するような場合には、連絡調整が必要になることもあると思う。
- Q 例えばビルの中に自動販売機の販売業者が商品を運ぶ際に段差で躓いて転倒したといった場合に、作業場所管理事業者の連絡調整等が発生してしまうのか。あるいは、別の運送業者が同時に来ており、その車に轢かれた場合には連絡調整等が必要なのかを確認したい。
- A 色々なケースがあるので、一概には回答しづらい。例えば、工場を操業しながら工場の一部を改装・改修するような場合で、工場全体の作業場所管理事業者はおそらく製造業の事業者が該当すると思う。その中のごく一部に工事エリアがあり、建設業の作業員以外は立入禁止にするような場合、当該エリアにおける連絡調整等の主体は建設業の事業者という役割分担になるケースが多いと思う。その中で、製造業の事業者に関わる自動販売機等については、少なくとも建設業の事業者には関係のない話だと思う。どのような形になるかはケース・バイ・ケースで考えていく形になると思う。
- Q 工場や建設業以外にも、例えばコピー機を運んできた事業者と宅急便の事業者が接触するなど、色々なことが起きると思う。そのようなところまで作業場所管理事業者の措置義務の対象になり得る可能性があるのか。
- A 建設業とそうでないケースがあると思う。一般的なビルがあり、その中で建設業の仕事を行うのであれば、建設業の事業者は基本的な建設作業だけを見ていれば良いのが基本だと思う。それ以外の場所、例えば工場内で宅急便とメンテナンス業者が衝突したような場合については、当該工場を管理する製造業の事業者が作

業場所管理事業者として連絡調整等を行うことになろうかと思う。ケース・バイ・ケースだと思うので、できるだけ具体例を示しながら、ガイドライン等で示したいと考えている。

Q 複数の運送会社が接触して怪我をすることもあり得ると思う。そのような場合は連絡調整等の対象ではないのか。

A 業種限定はないので、運送業において、トラックヤードのようなものがあり、そこに複数の運送事業者が入ってくるような場合は、当該トラックヤードの管理者が作業場所管理事業者となり、複数の運送事業者の混在による災害を防止するための連絡調整を行う必要が生じる。

Q 連絡調整してもできない部分が多いと思う。法第30条の4の違反には50万円以下の罰金が課される。本当にそのような業種まで対象にする必要があるのか。

A 令和9年4月に施行になる法第30条の4は、該当する作業は限定される。第183回安全衛生分科会で省令改正を議論し、就業制限業務や危険有害業務、作業主任者の選任が必要となる作業に係る業務、作業指揮者を定める必要がある作業に係る業務、貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務、定期的を実施する自主検査等及びその結果を踏まえた補修等の業務という形で限定列挙する。その作業に関する部分だけ連絡調整の義務がかかる形になる。

Q 製鉄所の中で、車同士が接触することもあるので、製鉄業の事業者が作業場所管理事業者になり得るかもしれない。製造所に入る前に教育をするように求めても、工場を操業しながら、一部だけで工事をしていると、工場の中では総合安全管理体制もしくは統括管理体制を組んでいる。そこに、弁当の配達業者が来るような場合に、熱中症対策を含めた自動販売機の飲料水の補充等を誰が行うのか、誰と連絡調整をしなければならないのか。

A トラックやメンテナンスを想定した話だと思うが、連絡調整の方法は色々ある。一つはゲートで管理して関係者以外は入構させないことが考えられる。また、例えば、運送業者の通行ルートを定めたり、動線を分離したりすることも考えられる。ルール作りも含めて連絡調整になる。わかりやすい事例等をガイドラインで示したい。

Q 例えば、製鉄所への入構時に、①時速30キロ以下で走行する、②このようなルートで行くように、③非常時にはこちらに退避するようにといった案内は実施している。仮にそこで事故が起きた時に、作業場所管理事業者として製造所を見ている者が罰則の対象になるのか。適切な案内をしていれば、それで十分なのか。そのあたりも詳しい事例等があれば示してほしい。

A 新たに義務付けるのはあくまでも連絡調整である。事故を直接防止することを義

務付けるわけではない。連絡調整等の義務を適切に果たしていれば、仮に事故が発生しても、直接的に法違反を構成することはないという整理になると思う。そのあたりをわかりやすく示したい。

Q 製造業では、法第30条の2に基づき、総合安全衛生管理体制を構築して重層下請構造に関する安全管理を実施している。新設される第30条の4に基づく、混在作業場所における連絡調整も総合安全衛生管理体制の中に含まれるという解釈になるのか。

A 24頁の右図において、赤枠囲みの部分が従来の総合安全衛生管理体制である。それにその他のものが付け加えると思えば良い。従来、運送業者等は安全衛生管理の対象に含まれていなかったと思うが、運送業者等も含めて総合安全衛生管理体制を運用してもらおう形になるかと思う。対象範囲が広がるかと言われればそうかもしれない。実際は、法第30条の2と30条の4が重畳的に適用される形になると思う。

Q 26頁「個人事業者等自身による措置」について、特別教育の受講義務化とあるが、職長教育等の安全衛生教育も実施義務が生じるのか。

A 基本的に個人事業者等は一人で働く事を想定しているので、現在のところ、職長教育を求める予定はない。

#### **職場のメンタルヘルス対策の推進**

Q 建設業の事業者である。ストレスチェックはあくまでも各協力会社が実施するものであり、特定元方事業者は、現場の協力会社におけるストレスチェックの実施監督や労働者の受検確認等の義務は無いと考えてよいか。

A ご指摘のとおり、各事業者に実施義務がある。特定元方事業者は協力会社の労働者へのストレスチェックの実施義務が生じることはない。

#### **化学物質による健康障害防止対策の推進**

Q ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施が必要となる2,900物質の一覧表を厚生労働省は開示するのか。

A 義務対象物質は厚生労働省令で全て定める。厚生労働省のホームページにも法令名称として一覧を掲載し、法令として定めているので、法令集にも掲載される。

Q 45頁「個人ばく露測定の精度担保関係」について、作業環境測定士による実施義務の対象となるのは、第三管理区分の作業場に限られるのか。

A 個人ばく露測定が義務付けられるのは、第三管理区分の作業場と、溶接ヒュームを扱う屋内作業場である。それ以外の場合であっても、必要に応じて個人ばく露測定を実施する際には、作業環境測定士に行わせる必要がある。こちらは測定そ

のものが義務ではないので、測定しなくても良いが、個人ばく露測定を行うのであれば、作業環境測定士を使う形になる。

Q 濃度基準値が設定されていない発がん性物質について、十分な対策を行ったという判断はどのように行えば良いのか。測定方法が定まっているものがあるが、対策の効果を測るためのものという扱いでよいか

A 十分な対策が行われたというものを個別具体的には示しにくい。リスクアセスメントのツールである「CREATE-SIMPLE」等を使えば、目安となる数字が出てきたりする。そのようなものを参考に対策を講じてもらう形になると思う。この水準まで下げれば法令違反にならないといった数値が決まっているわけではない。

Q 作業環境測定士による個人ばく露測定の実施義務化について、有資格者の確保が困難な場合における厚生労働省としての対応方針や取り扱い（例：猶予措置の適用、計画書の提出による代替実施見込の提示）。事業者が暫定的に実施すべき代替措置（リスクアセスメントの強化等）があれば教えてほしい。関連して測定士以外の者が補助者として測定作業の一部を実施することが可能なのか。例外的運用が認められるケースがあるのか。

A 個人ばく露測定の実施義務があるのは、第三管理区分の作業場と、溶接ヒュームを扱う屋内作業場だけである。こちらは既に省令が公布されているので、それに準じたやり方で実施する体制ができていると考えている。それ以外のリスクアセスメント対象物についてどこまで対応する必要があるのかについては、技術上の指針を出しており、CREATE-SIMPLEのようなシミュレーションをまず実施する。その上で、濃度基準値が定められている物質であれば、その2分の1を超えるばく露のおそれがある場合は、個人ばく露測定を行う形になっている。厚生労働省としては個人ばく露測定が必要な場面は限定されていると考えている。それに合った形で、測定士の育成を進める形で考えているところ。

Q SDSによる情報提供について、表示・通知対象物質については義務化されていることは承知しているが、濃度基準値設定物質や皮膚等障害化学物質についてもSDSによる通知義務は発生するのか。化学物質のユーザーであり、SDSにより皮膚等障害化学物質の含有は通知されたが、がん原性物質について開示されない事例が発生している。義務でないため公開しないと製造業者から通知があった。

A 経過措置があるので、少し回答しにくい。まず、濃度基準値や皮膚等障害化学物質については、法令の適用に関する情報なので、現状のSDSでも記載することが求められている。書かれていないのは適切でないと考えている。しかし、開示については、物質の種類によっては現状でSDSの義務がかかっていないものがある。例えば、令和8年4月の全面施行まではSDSの交付義務がかかっていないものの、メーカーが自主的にSDSを出している物質について、ユーザーか

ら開示を求めても開示されないケースはあると思うが、8年4月以降は営業秘密の関係で、成分の名称を隠すことが認められる物質以外は開示する必要がある。

Q リスクアセスメントの強化に伴い、化学物質の自律的管理の促進が期待されるが、特別規則の緩和は予定しているか。

A 新たな化学物質規制について議論した検討会の報告書では施行5年後に検討すると記載している。令和6年4月に全面施行されたので、令和11年4月以降に、自律的管理の定着状況を踏まえて検討していくことになると思う。

Q ①代替化学名等の通知について、リストを作っているか。通知対象物の中で、どの物質がリスクアセスメント実施に支障がないものに該当するのか、一覧表のようなものがあればわかりやすいのではないか。例えばニッケル化合物のように、化合物が群になっているものは難しいのかもしれないが、そのような一覧表があればよい。②有害性区分で、国及び事業者による危険性・有害性の分類の結果に基づくとされている。事業者の分類は義務ではなく自主的な取り組みだと思うが、このような制約がどこまで入ってくるのか。逆に言えば、事業者として分類したが、都合の悪いものは除外するというような、倫理的な問題があると思うが、そのようなことも考えられるのではないかと思う。どのように考えたらよいのか。③職場のあんぜんサイトに色々なモデルSDSがあるが、皮膚等障害化学物質についてのリストが更新されていないものが多いように思う。可能なものから対応してもらえるとありがたい。

A 一覧表については準備しているところ。国と事業者のSDSで有害性区分が異なる場合はどうするかであるが、安全側に捉え、国又は事業者の分類が有害性に關する基準に該当するものは代替化学名等による通知は不可となる。例えば、国の分類で区分1、事業者の分類で区分2に該当した場合、開示しなければならないという形で運用される。モデルSDSについて、皮膚等障害化学物質については、一覧表を厚生労働省のホームページに載せているが、モデルSDSは莫大な量があり、更新作業を行っているところ。

Q 家庭用洗剤等で、主として一般消費者の生活の用に供されるための製品を業務で使用する際、当該製品はSDSの提供義務はなくリスクアセスメント実施義務の対象でもないと思うが、成分に皮膚等障害化学物質が一定量含まれる場合、不浸透性の保護具（保護手袋、保護眼鏡等）の使用が義務になるのか。

A 一般論として、家庭用洗剤に皮膚等障害化学物質は入っていないと思われる。なお、法令上は、SDSやリスクアセスメントの対象物質でなくても、皮膚等障害化学物質が含まれていれば不浸透性の保護具を着用しなければならない。

#### 高年齢者の労働災害防止対策の推進

- Q 「高年齢者の労働災害防止のための指針」には、事業者による措置の対象となる高年齢者の具体的な年齢の記載がない。高年齢者の年齢の定義があるのか。ないのであれば、企業において柔軟に判断して良いのか、その場合はどのような視点・ポイントで判断すれば良いのか。
- A 年齢について、法令上明示していない。労働政策審議会においても、年齢を示すかどうかの議論をした際に、事業所や業種・業態によって必要な対策は異なり、明示しない方が良いのではないかという指摘があったので、法令上示していない。議論の中で60歳以上の労働者について、労働災害の発生率が高くなるというデータを示しているので、60歳以上の労働者を念頭に置いて法制度を作っている。ただし、専門家から話を聞くと、より若い頃から体力チェックを始めた方が良いという議論もある。例えばエイジフレンドリー補助金でも60歳という数字を使っており、60歳を念頭に置いてはいるが、それをリジットに法令上決めるようなことは避けた。

#### 機械等による労働災害の防止の促進等

- Q 48頁「検査業者の不正防止強化」について。今回の改正で検査業者に罰則が科されることになる。特定自主検査を不適切に実施する事例が背景にあると思う。事業者が検査業者に特定自主検査の実施を依頼する場合に、事業者側でどのように不適切な検査の実施を防止できるのか。仮に検査に不正があった場合、事業者に科される罰則等があれば教えてほしい。
- A 登録制度のため、登録されている検査業者であれば、基準に従って検査を実施しているという推定をして良いと思う。行政の責任において、基準に従って検査しているかどうかを監査することになっているので、事業者が確認する必要はないと考えている。実際に検査が不十分であったことに起因して、事故が発生したかどうかについては、どのような検査が行われていたのか、個別に確認した上で判断することになると思う。一般論では回答できない。

以 上